

## 物件調書について

○物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、**現地の状況及び利用制限等については、必ずご自分で十分な調査、確認等を行ってください。**

なお、**物件調書と現地の現況が異なる場合は、現状有姿を優先とします。**

○物件調書の主な項目の見方

### 【所在地】

所在地は、物件の全部事項証明書（不動産登記簿）に表示されている所在地番を記載しています。

### 【面積】

公簿：物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。

### 【法令等に基づく制限】

都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

### 【供給処理施設の状況】

有：物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。

可：物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込みが可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込工事費用が必要となります。

不可：物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

なお、引込みの可否、引込工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関（関係事業所等）にお問い合わせください。

### 【交通機関】

鉄道、バス：物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。

なお、物件周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。

### 【公共施設等】

市役所等：住所を管轄する市役所等を記載しています。

小学校、中学校：通学区域の公立校名を記載しています。

### 【留意事項】

- ・上記のほかに当該物件について、留意いただきたい点について記載しております。
- ・留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係各機関にお問い合わせください。